

たいにいい・ぼっくすつうしん

Vol.67

令和2年
10月14日

インクルーシブと合理的配慮の先は

年度上半期も終わり、後期に突入しました。毎年、上半期終了と同時期に事業所評価アンケートの案内を配布し、保護者様には協力をお願いしているのですが、そのアンケートの設問の「学童クラブや児童館と交流することで、障がいのない子どもと活動する機会を望むか」について、回答に悩むとの声が複数ありました。

事業所評価アンケートは、厚労省が作成した雛型を、3段階評価から5段階評価に、現状では障がいのない子どもとの交流設定が無いので「機会があるか」から「機会を望むか」に変更したものです。雛型にある「学童クラブや児童館と交流することで、障がいのない子どもと活動する機会があるか」の設問の背景には、インクルーシブの概念と障害者差別解消法があるのでしょうか。2016年4月、障害者差別解消法が施行され、同時に内閣府は“合理的配慮を知っていますか”というリーフレットを発行しました。福祉従事者であり障がい児の親である私は、法律の施行で障がい者を取り巻く環境の変わりゆく未来に期待を膨らませました。あれから4年半の月日が過ぎました。合理的配慮という言葉はどれほど世の中に浸透したのでしょうか。スタッフの募集で面接をする際、必ず「合理的配慮を知っていますか？」と聞きますが、「聞いたことある」「知っている」と答えても具体的な説明は難しいようです。

インクルーシブが進み未来は必要なくなる“放課後等デイサービス”なのか、合理的配慮のもとで必要とされる“放課後等デイサービス”なのか。前者と後者では、「望む」か「望まないか」、「機会を提供しなければならない場所」か「率先して提供する必要のない場所なのか」が変わってきます。毎年のアンケート集計時、その答えは出せずにいます。そして、三年に一度の報酬改定検討が始まっています。今回は事業所を区分するため、利用者に差別的扱いを受けかねない指標該当を付けましたが、今回はどのような改定がされるか注目です。

たいにいい
のようす

写真掲載欄のため、内容を削除しております。

障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」によって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。「不当な差別的取扱いの禁止」＝国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。「合理的配慮の提供」＝国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき（注）に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

11月の予定

カレンダー作り（創作）
※毎月のおやつ作りは中止します

11月 休業日

1日3日
7日8日
14日15日
21日22日23日
28日29日

